

水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業における
水素供給設備の設備運営費に係る助成金交付要綱

(制定) 令和7年4月1日付6都環公地温第6602号

(目的)

第1条 この要綱は、水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業実施要綱（令和6年3月29日付5産労産新第467号。以下「実施要綱」という。）第8条第3項の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業（以下「本事業」という。）における助成金のうち、実施要綱第6条第二号に定める水素供給設備の運営に要する経費に関する助成金（以下「設備運営費助成金」という。）の交付に必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるとおりとする。

(設備運営費助成対象者)

第3条 設備運営費助成金の交付対象となる者（以下「設備運営費助成対象者」という。）は、実施要綱第4条に規定するもののうち、本事業の助成を受けて設置した水素供給設備（水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業における水素供給設備の設置、車両購入、事業開始費用に係る助成金交付要綱（以下「パッケージ支援整備等事業交付要綱」という。）に基づき設置した水素供給設備）で、水素ステーション事業を運営する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは設備運営費助成対象者としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(設備運営費助成対象経費)

第4条 設備運営費助成金の交付対象となる経費（以下「設備運営費助成対象経費」という。）は、実施要綱第6条第二号に規定する経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。ただし、当該年度の2月が29日までの場合の算定方法は以下のとおりとする。

$$Y = X \times E / 283 \times (1 - A / (B \times 60))$$

2 前項の規定にかかわらず、次の経費は都単独助成対象経費としない。

- 一 第8条第1項の規定により公社が交付を決定した日の前に締結した契約に係る経費
 - 二 金融機関に対する振込手数料。ただし、振込手数料を設備運営費助成対象経費に係る契約の相手方が負担し、当該手数料が契約額に含まれている場合は、設備運営費助成対象経費として計上することができる。
- 3 設備運営費助成対象経費に自社製品の調達分又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する関連会社をいう。）からの調達分がある場合にあっては、利益等を排除した経費を設備運営費助成対象経費とするものとする。ただし、一般の競争の結果最低価格であった場合においてはこの限りではない。

（設備運営費助成対象期間）

第5条 実施要綱第6条第二号に規定する別に定める期間は、次の各号のとおりとする。

- 一 本事業により設置した水素供給設備の運営開始初年度においては、水素供給設備の運営開始日（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第21条第1項の規定による届出を行った高圧ガスの製造を開始した日）から同年度の末日（年度中に当該設備の運営を終了した場合にあっては、当該終了した日）までとする。
- 二 本事業により設置した水素供給設備の運営開始後翌年度以降においては、助成対象年度の4月1日から当該年度の末日（年度中に当該設備の運営を終了した場合にあっては、当該終了した日）までとする。

（設備運営費助成金の額）

第6条 設備運営費助成金の交付額は、実施要綱第7条第2項に定める金額とする。この場合において、設備運営費助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（設備運営費助成金の交付申請）

- 第7条 設備運営費助成金の交付申請をしようとする設備運営費助成対象者は、公社が別に定める期間（天災地変等申請者の責めに帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び別表1に掲げる書類を公社に提出するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、複数の水素供給設備に関し申請をする場合にあっては、一の設備ごとに行うこと。
 - 3 第1項の規定による申請は、先着順に受け付けるものとし、実施要綱に基づく全ての助成金の交付申請の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を終了する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、実施要綱に基づく全ての助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で

受理するものを決定する。

(設備運営費助成金の交付決定)

第8条 公社は、前条第1項の規定により設備運営費助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で設備運営費助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、設備運営費助成対象者に対する前項の決定において、設備運営費助成金を交付する場合にあっては交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあっては不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 公社は、前条第1項の規定による設備運営費助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により設備運営費助成金の交付決定の通知を受けた設備運営費助成対象者（以下「設備運営費被交付者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 本要綱並びに設備運営費助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従うこと。
- 二 公社が設備運営費助成事業（設備運営費助成対象経費に関し、前条第2項の規定により設備運営費助成金の交付決定の通知を受けた事業をいう。以下同じ。）の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- 三 公社が本事業を終了しているときは、前号中「公社」とあるのは「都」と読み替えて適用する。

(申請の撤回)

第10条 設備運営費被交付者は、第8条第1項の規定による設備運営費助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の規定による設備運営費助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(設備運営費助成事業の内容変更に伴う申請等)

第11条 設備運営費被交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業内容変更申請書（第6号様式）を提出しなければならない。

- 一 次に掲げる設備運営費助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、事業の目的・効果に影響を与えない事業計画の細部の変更である場合を除く。
 - ア 水素供給設備の仕様
 - イ 水素供給設備を設置する事業所の住所

ウ 運営開始日の大幅な変更

エ その他公社が本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認める内容

二 設備運営費助成事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。

三 設備運営費助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、助成金交付決定通知書に記載のある助成金の交付上限額の増額は承認しないものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を助成事業内容変更申請承認通知書（第7号様式）により、当該設備運営費被交付者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

6 設備運営費被交付者は、住所、名称及び代表者氏名の変更があった場合は、速やかに変更届出書（第8号様式）を提出しなければならない。

（契約等）

第12条 本助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争入札に付さなければならない。ただし、本助成事業の運営上、競争入札に付すことが著しく困難若しくは不適当である場合はこの限りではない。

2 前項の規定に基づき一般競争又は指名競争を実施した場合は、実績報告書提出時に入札等の報告書（第9号様式）を提出するものとする。なお、随意契約の場合は、随意契約による選定理由書（第10号様式）を提出するものとする。

（実績報告）

第13条 設備運営費被交付者は、第5条に定める設備運営費助成対象期間の末日から起算して30日以内に実績報告書（第11号様式）及び別表2に掲げる書類により設備運営費助成事業の実績について公社に報告しなければならない。

（助成金額の確定）

第14条 公社は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告の内容についての書類審査及び現地調査等により、その内容が第8条第1項の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金額を確定し、速やかに設備運営費被交付者に対して額の確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（設備運営費助成金の請求及び交付）

第15条 設備運営費被交付者は、前条の額の確定通知書を受けた後、公社に請求書（第13号様式）

を提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、設備運営費助成金の交付を行うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第16条 設備運営費被交付者は、第8条第1項の規定による設備運営費助成金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合にあってはこの限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 公社は、設備運営費被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定による設備運営費助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して設備運営費助成金を使用したとき。
- 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- 四 交付決定を受けたもの（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 五 その他設備運営費助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

- 2 公社は、前項の規定による取消しを行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しを行った場合は、速やかに当該設備運営費被交付者に通知するものとする。
- 4 公社が本事業を終了しているときは、第1項の規定による取消しは都が行うものとする。この場合においては、「公社」を「都」と読み替えて第1項及び前項の規定を適用する。

(設備運営費助成金の返還)

第18条 公社は、設備運営費被交付者に対し、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った設備運営費助成金があるときは、当該設備運営費被交付者に対し、期限を付して当該設備運営費助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 設備運営費被交付者は、前項の規定により設備運営費助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該設備運営費助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 設備運営費被交付者は、前項の規定により設備運営費助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第14号様式）を提出しなければならない。
- 4 公社が本事業を終了し、第17条第4項において読み替えて適用する同条第1項の規定により都

が取消しを行ったときは、第1項の返還の請求は都が行うものとする。この場合においては、前3項の規定は、都が行う取消しについて、「公社」を「都」と読み替えて適用する。

(違約加算金)

第19条 公社は、第17条第1項の規定による取消しを行った場合において、設備運営費被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該設備運営費被交付者に対し、設備運営費助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 設備運営費被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 前2項の規定は、第17条第4項において読み替えて適用する同条第1項の規定により都が取消しを行った場合においては、「公社」を「都」と読み替えて適用する。

(延滞金)

第20条 公社は、設備運営費被交付者に対し、第18条第1項の規定により設備運営費助成金の返還を請求した場合であって、当該設備運営費被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還を請求した金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該設備運営費被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 設備運営費被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 前2項の規定は、第18条第4項の規定により都が返還の請求を行った場合においては、「公社」を「都」と読み替えて適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

第21条 公社は、設備運営費被交付者に対し設備運営費助成金の返還を請求し、設備運営費被交付者が当該設備運営費助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 公社が本事業を終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第22条 設備運営費被交付者は、設備運営費助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠書類を整備しなければならない。

- 2 設備運営費被交付者は、前項の書類について、第14条の規定により公社が設備運営費助成金の額の確定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から5年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第23条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、設備運営費被交付者に対し、本事業に関し報告を求め、設備運営費被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 設備運営費被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、及び物件の調査に応じなければならない、並びに同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。
- 3 公社が本事業を終了している場合にあっては、前2項の規定は、都が行う報告の徴収、物件の調査及び関係者への質問について、「公社」を「都」と読み替えて適用する。

(個人情報等の取扱い)

第24条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第25条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和7年4月1日付6都環公地温第6602号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 7 条関係）

申請書添付書類

書類名	備 考
実施要綱第 6 条第一号に関する 交付決定通知書の写し	パッケージ支援整備等事業交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づ き公社が発行する交付決定通知書（第 3 号様式）の写し
申請者の証明書類	申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む。）の場合 ①登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） （発行から 3 か月以内のものに限る。写しでも可） ②財務諸表（直近 1 か年分）
中小事業者であることが確認で きる書類	従業員数が確認できる公的書類（現在事項（又は履歴事項）全部 証明書又は財務諸表で中小企業であることが確認できる場合は不 要）（中小事業者が申請する場合のみ必要）
水素供給設備の運営計画書	任意書式に以下の内容を記載すること。 ・水素供給設備名称 ・申請者の名称及び住所 ・運用を委託する場合には運用者の名称及び住所 ・運用方法（営業日、営業時間、水素販売価格、燃料の仕入先） ・定期点検・保守計画（法定点検（予定時期）、年次定期自主検 査（予定時期）、それ以外の定期自主検査（予定時期）） ・水素供給設備の従業員数（ステーション 1 営業日あたりに従事 する人数） ・水素供給設備の利用見込み（申請時、申請年度末、翌年度末、 翌々年度末における対象燃料電池自動車台数及び各年度における 平均月利用台数）
実施体制図	助成事業の一部を第三者に委託している場合（ただし、消費税法 に基づく消費税及び地方消費税を含む額（以下「税込み」という。） 100 万円以上の取引に限る。）、任意書式に以下の内容を記載す ること。 ・助成事業の一部を第三者に委託する場合（税込み 100 万円以上 の取引に限る。）については、契約先の事業者の事業者名、申請 者との契約関係（利益排除対象の場合要併記）、住所、契約金額 及び業務の範囲 ・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行 っている場合で、税込み 100 万円以上の取引に限る。）も上記同 様に記載すること。
その他公社が別に定めるもの	

別表 2（第 13 条関係）

実績報告書添付書類

書類名	備 考
申請者の証明書類 ※交付申請時から変更がない場合、添付不要	申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む。）の場合 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（発行から 3 か月以内のものに限る。写しでも可）
水素供給設備の運営報告書	任意書式に以下の内容を記載すること。 ・水素供給設備名称 ・報告者の名称及び住所 ・運用を委託する場合には運用者の名称及び住所 ・水素供給設備の利用状況（当該年度末における対象燃料電池自動車台数及び当該年度における平均月利用台数）
請求書（写し）	・当該助成対象経費だけを分離したものであること。 ・受注業者の社印の押印があること。
請求明細書（写し）	・内訳が「一式」ではなく、具体的に単価、数量、規格等が記入され、経費内容の詳細がわかるもの。 ・諸経費については、算定根拠を明記すること。 ・請求書番号等を記載するなどして、当該請求書の明細であることが特定できるものであること。
領収書（写し）	・当該助成対象経費だけを分離したものであること。 ・入金証明書等は不可。
領収書が出ない場合 （金融機関発行の振込証）（写し）	・当該助成対象経費だけを分離した振込であって ①銀行の出納印を受けたもの、②ATM から出力される振込証、又は③総合振込証明書等で支払いの事実（支払いの相手先、支払日、支払額等）を確認できるものである場合のみ領収書の代わりとすることができる。 ・支払いについて、他の支払いと一括して振り込まれている場合は、助成対象経費の振込額であることを示す書類を別途提出すること。
入札等の報告書（第 9 号様式）	入札方法、理由、その他必要事項を明記すること。
随意契約時の選定理由書（第 10 号様式）	随意契約の場合要提出
契約書の写し	押印及び収入印紙が貼られている最終版であること。
契約見積書の写し（複数者分）	随意契約の場合は 1 社分のみで可とする。
実施体制図	助成事業の一部を第三者に委託している場合（ただし、税込み 100 万円以上の取引に限る。）任意書式に以下の内容を記載すること。

	・助成事業の一部を第三者に委託した場合（税込み 100 万円以上の取引に限る。）については、契約先の事業者の事業者名、申請者との契約関係、住所、実績金額及び業務の範囲 ・第三者の委託先からさらに委託された場合（再委託などを行っている場合で、税込み 100 万円以上の取引に限る。）も上記同様に記載のこと。
助成対象期間内の水素充填記録、助成対象商用運用日数等を把握できる資料	任意書式に、助成対象期間における充填量、充填時間、営業時間、営業日数等を記載すること。
その他会社が別に定めるもの	